



明るい選挙

平成21年3月 (No.21)

発行 小郡市明るい選挙推進協議会
(小郡市選挙管理委員会内)

ルールを守って明るい選挙

選挙違反は立派な「犯罪」

＝候補者だけでなく有権者も対象者に＝

選挙違反の主な例

◆買収

お金やモノを渡したり接待することで票を得ようとする。実際にお金を渡さなくても、約束するだけで違反になります。買収に応じたり、要求したりすれば、有権者の側も処罰されます。

◆選挙妨害

有権者や候補者への暴行・脅迫、集会や演説の妨害、選挙ポスターへのいたづら、候補者の経歴や職業に関し嘘の情報を流す、などの行為を行うこと。

◆利害誘導

有権者又は有権者と関係のある団体（会社、学校、寺社など）に対する利害関係を利用して票を得ようとする。

◆戸別訪問

投票を依頼する、逆に投票しないように依頼する目的で戸別に訪問をすること。演説会の告知、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問にあたります。

◆投票に関する罪

投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をする、有権者ではないのに投票する、投票を偽造する、などの行為を行うこと。

選挙違反と連座制

当選した候補者自身がその選挙の選挙違反で有罪になったときは原則的に当選は無効となる。これと同じように、選挙運動の総括主宰者や候補者の親族・秘書など一定の関係にある者が買収等の罪を犯し刑に処せられた場合は、たとえ候補者や立候補予定者が関わっていなくても、当選は無効。さらに、5年間、同じ選挙で同じ選挙区から立候補できない。これを「連座制」といいます。

『3ない運動』

政治家は有権者に寄附を
贈らない！

有権者は政治家に寄附を
求めない！

政治家から有権者への寄附は
受け取らない！

◆政治家の寄付は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治資金規正法では、政治家個人への献金が禁止され、政治家個人の政治団体への献金も大幅に制限されています。

公職選挙法では、政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にあるもの）が選挙区内の人に寄附を行うことを禁止しています。寄附行為に関しては、「3ない運動」という言葉があります。「3ない」とは、「贈らない」「求めない」「受け取らない」を指します。

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	贈らない！ 求めない！ 受け取らない！	

小 郡 市 長 選 挙

4月26日(日)午前7時～午後8時

立候補予定者説明会

任期満了(5月14日)に伴う市長選挙が、4月26日(日)に行われます。それに伴い、立候補予定者への立候補届出手続き等の説明会を開催します。

- ◆日時 3月26日(木)／午前10時～
- ◆場所 市役所北別館1階 中会議室
- ◆対象 総括主宰者及び出納責任者など
- ◆持参するもの 印鑑(出席者の代表)

き じつ ぜん 期 日 前 投 票

投票日の当日に仕事や投票区外へ外出する用事がある人、病気や妊娠などで歩行が困難であると予想される人などは「期日前投票」ができます。

- ◆期間 4月20日(月)～4月25日(土)
- ◆時間 午前8時30分～午後8時
- ◆場所 市役所北別館1階 中会議室

選挙に関する問い合わせ先:市選挙管理委員会事務局 ☎72-2111 内線622